

Q1: 公開出版物と投稿できる公開出版物以外の刊行物の区別(どの刊行物に発表したものが投稿できるのか)がよくわかりません。

A: 下表のとおりです。

下表に該当しない発表媒体で、区別がわからない場合は電気学会編修出版課(E-mail: edit@iee.or.jp)にお問い合わせください。

No.	発表媒体	著作権法第21条から第28条の権利を著者本人が持っている	著作権法第21条から第28条の権利を第三者に譲渡している
1	電気学会全国大会論文集	—	○ ※電気学会に譲渡済み
2	電気学会部門大会論文集	—	○ ※電気学会に譲渡済み
3	電気学会研究会資料	—	電気学会に譲渡している場合は○ 他の学協会に譲渡している場合は×
4	国際会議予稿集・プロシーディング等(電気学会主催・共催)	—	電気学会に譲渡している場合は○ 他の学協会に譲渡している場合は×
5	国際会議予稿集・プロシーディング等(No.4以外)	国際会議が査読を行っている場合は× 国際会議が査読を行っていない場合は○	[電気学会に権利を譲渡し直せる場合] 国際会議が査読を行っている場合は× 国際会議が査読を行っていない場合は○ [電気学会に権利を譲渡し直せない場合] 国際会議が査読を行っている, いないに関わらず×
6	企業の技報	○	電気学会に権利を譲渡し直せる場合は○ 電気学会に権利を譲渡し直せない場合は×
7	研究所の所報	○	電気学会に権利を譲渡し直せる場合は○ 電気学会に権利を譲渡し直せない場合は×
8	大学の紀要	○	電気学会に権利を譲渡し直せる場合は○ 電気学会に権利を譲渡し直せない場合は×
9	他の学協会の刊行物	他の学協会が査読を行っている場合は× 他の学協会が査読を行っていない場合は○	[電気学会に権利を譲渡し直せる場合] 他の学協会が査読を行っている場合は× 他の学協会が査読を行っていない場合は○ [電気学会に権利を譲渡し直せない場合] 他の学協会が査読を行っている, いないに関わらず×
10	市販されている書籍	×	×
11	市販されている雑誌	×	×
12	学位論文	○	電気学会に該当部分の権利を譲渡し直せる場合は○ 電気学会に該当部分の権利を譲渡し直せない場合は×
13	著者個人のホームページ	○	電気学会に該当部分の権利を譲渡し直せる場合は○ 電気学会に該当部分の権利を譲渡し直せない場合は×

【凡例】 ○: 電気学会論文誌に投稿可 ×: 電気学会論文誌に投稿不可 —: 該当なし

Q2:既発表原稿を投稿原稿に添付する方法がわかりません。

A:以下の手順で行ってください。

1. 投稿論文の PDF の後に、既発表原稿を付けた PDF を作る(①投稿論文+②既発表原稿の合体 PDF)

※投稿論文と既発表原稿を簡単に区別できるよう、例えば、それぞれの原稿の 1 ページ目に

投稿論文

●●大学紀要に発表した論文

 のような形で注意書きしてください(明確に区別できれば、ここで示した例以外の方法で明示されても結構です)。

2. 1 で作成した合体 PDF を電子投稿・査読システムの「投稿原稿」欄にアップロードする。

Q3:電気学会全国大会や部門大会で発表した論文を電気学会論文誌に投稿する場合、大会で発表した論文を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:アップロードする必要はありません。

Q4:電気学会主催・共催の研究会で発表した論文を電気学会論文誌に投稿する場合、研究会で発表した論文を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:アップロードする必要はありません。

Q5:企業の技報に発表した論文を電気学会論文誌に投稿する場合、技報で発表した論文を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:少なくとも関連するページをアップロードしてください。

Q6:研究所の所報に発表した論文を電気学会論文誌に投稿する場合、所報で発表した論文を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:少なくとも関連するページをアップロードしてください。

Q7:大学の紀要に発表した論文を電気学会論文誌に投稿する場合、紀要で発表した論文を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:少なくとも関連するページをアップロードしてください。

Q8:研究所の所報で発表した論文を電気学会論文誌に投稿しようと思います。所報で発表したものは全10章ですが、そのうちの第3章の部分のみを抜き出して投稿するつもりです。この場合、研究所の所報で発表した論文全文(10章全部)を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:該当箇所(今回の場合、第3章)のみで結構です。

Q9:複数の刊行物で発表したものをまとめ直して電気学会論文誌に投稿しようと思います。著作権、既発表時の査読の有無いずれについても問題ありません(上表で○になっているものばかりです)。この場合、すべての刊行物を電子投稿・査読システムにアップロードしなければいけませんか？

A:複数の刊行物で発表したものをまとめ直した結果、新たな考察等が加わり、すでに発表した刊行物とは別の著作物と見なされる原稿となった場合は、既発表の刊行物を電子投稿・査読システムにアップロードしなくて結構です。ただし、投稿論文中で既発表の原稿中の図面等を用いる場合は、出典を明示するなど、既発表の刊行物が投稿論文中で適切に引用されている必要があります。

一方、例えば第1章は刊行物A、第2章は刊行物Bというように、複数の刊行物の内容を単純につなげて電気学会論文誌に投稿する場合(新たな考察等を加えないで投稿する場合は、電子投稿・査読システムに元となった既発表の刊行物の関連するページをアップロードしてください。また、この場合、既発表であることを投稿原稿中に明記するとともに、投稿論文中で既発表の図面等を用いる場合は、出典を明示するなど、既発表の刊行物が投稿論文中で適切に引用されている必要があります。

Q10:既発表であることはどのように投稿原稿中に明記すれば良いのですか？

A:本文1ページ目の脚注部分に記載してください。具体例は、電気学会論文誌への投稿手引の付録1および付録2の原稿の作成見本をご参照ください。

Q11:電気学会全国大会や部門大会で発表した論文を投稿する場合、投稿原稿中に大会で発表したことを明記しなければいけませんか？

A:本手引の改正前同様、明記しなくて結構です。

Q12:電気学会主催・共催の研究会で発表した論文を投稿する場合、投稿原稿中に研究会で発表したことを明記しなければいけませんか？

A:本手引の改正前同様、明記しなくて結構です。

Q13:企業の技報で発表した論文を投稿する場合、投稿原稿中に既発表であることを明記しなければいけませんか？

A:明記してください。

Q14:研究所の所報で発表した論文を投稿する場合、投稿原稿中に既発表であることを明記しなければいけませんか？

A:明記してください。

Q15:大学の紀要で発表した論文を投稿する場合、投稿原稿中に既発表であることを明記しなければいけませんか？

A:明記してください。